

特定非営利活動法人アスイク 倫理規程

(組織の使命及び社会的責任)

第1条 この法人は、この法人は、災害や生育環境など、本人が選択できない要因によって将来が限定されてしまう子ども、若者や、いま現在の社会的排除に直面している子ども、若者に対して、福祉及び教育に関する支援活動を行い、子ども、若者の健全なキャリア形成、ウェルビーイングの実現、社会的なコストの削減に寄与することを目的とする。

2 この法人は、前項の設立目的に従い、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をめざす重大な責務を負っていることを十分認識して、事業運営に当たらなければならない。

(社会的信用の維持)

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

(法令等の遵守)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法その他の関連法令及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。

3 この法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

4 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

(私的利益追求の禁止)

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第6条 この法人は、利益相反を防止するために、この法人の情報公開規程に基づき情報を公開しなければならない。

2 この法人は、総会又は理事会の決議に当たっては、定款の規定に基づき、当該決議について特別の利害関係を有する正会員又は理事を除いて行わなければならない。

3 この法人は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第19条第2項第3号ロに定める資金分配団体（以下「資金分配団体」という。）及び／又は同法

第 20 条第 1 項に定める指定活用団体（以下「指定活用団体」という。）との間の利益相反を防ぐため、当法人の役職員が、資金分配団体及び／又は指定活用団体の役職員となることはできない。

（特別の利益を与える行為の禁止）

第 7 条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

（情報開示及び説明責任）

第 8 条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

（個人情報の保護）

第 9 条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（連 携）

第 10 条 この法人は、民間公益活動を行う団体その他関係者が、社会の諸課題の解決とそのための自律的かつ持続的な仕組みの構築をともにめざす対等なパートナーであるとの認識の下で連携に努めなければならない。

（研 鑽）

第 11 条 この法人の役職員は、社会的課題や民間公益活動の促進に関する情報収集及びその分析を行い、絶えず自己研鑽に努めなければならない。また、民間公益活動の促進による社会の変革に向けてチャレンジ精神を持って業務に当たらなければならない。

（改 廃）

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。